

別表 2

成果目標の目標水準

目 標 項 目		目 標 水 準 (採択年度から目標年度の目標)
助成対象者	(1) 高収益作物等の導入・拡大	高収益作物や有機農産物の導入・拡大に取り組み、販売金額を増加させる。
	(2) 多品目栽培の実施	高収益作物の品目数を増加させる。
	(3) 加工品や直売等の導入・拡大	加工品や直売等に取り組み、販売金額を増加させる。
就農希望者	(4) 地域計画の目標地図に位置付けられること	就農希望者が地域計画の目標地図に位置付けられる。

※ (4) の成果目標は必須。

別表 3

ポイント配分基準表

○就農希望者ポイント（就農希望者 1 人につき）

項 目	点 数
(1) 就農希望者が60歳以下である	年齢に応じて加点 60歳以下である・・・1点 50歳以下である・・・3点 40歳以下である・・・5点

○取組ポイント

項 目	内 容	点数
(1) 高収益作物等の導入・拡大	目標年度までに高収益作物や有機農産物の導入・拡大に取り組むことによりこれらに係る販売金額が増加する。	高収益作物等の販売額の増加に応じて加点 50万円以上・・・1点 100万円以上・・・2点 150万円以上・・・3点 200万円以上・・・4点 250万円以上・・・5点
(2) 多品目栽培の実施	目標年度までに高収益作物の品目数を拡大する。	品目数の増加に応じて加点 1品目・・・1点 2品目・・・2点 3品目以上・・・5点
(3) 加工品や直売等の導入・拡大	目標年度までに加工品や直売等の導入・拡大に取り組むことによりこれらに係る販売金額が増加する。	加工品や直売等の販売額の増加に応じて加点 50万円以上・・・1点 100万円以上・・・2点 150万円以上・・・3点 200万円以上・・・4点 250万円以上・・・5点
(4) 研修計画の作成	育成計画に、就農に必要な知識や技術を習得できる研修計画を作成することとしている。	2点
(5) 販売管理手法等の習得	育成計画に、就農希望者に対して、組織の認定農業者等の有する①販路や②販売管理手法を習得できる実習が含まれている。	①と②で5点 いずれかの場合は2点
(6) 組織の育成体制	定款・規約において、就農希望者を支援するための複数の担当者あるいは部署が決まっている。	2点

○地域ポイント

項目	点数
(1) 中山間地ルネッサンス事業の対象地区である※	5点
(2) 地域計画が策定されている	協議が行われ、その結果を取りまとめている・・・2点 目標地図の素案が作成されている・・・・・・・・・・4点 地域計画（案）が策定されている・・・・・・・・・・5点

※中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）の第3の3のアからシまでに掲げる地域に所在する助成対象者の取組。